

会員各位

一般社団法人 石川県自動車整備振興会  
 会長 岡田 喜一 公印省略

2020年度 整備士講習年間計画及び受講生募集について

標記の講習を別紙(2020年度整備士講習年間計画表)の通り実施予定します。

下記の受付期間に2020年度中に現在実施を予定している整備士講習を対象とした受付を行いますので、後期にわたる講習の受講を希望する場合も、この受付期間内に申し込みをお願い致します。また、この案内の送付は本社扱いのみとさせていただきます。

下記受付期間中の申込者が少ない場合は開講しない場合がありますので予めご了承下さい。

記

1. 受付期間 令和 2 年 2 月 6 日(木) ~ 3 月 5 日(木) ※ 期間以外の受付不可
2. 受付場所 石川県金沢市直江東 1 丁目 2 番地  
 及び 実施機関 石川県自動車整備振興会 技術講習所
3. 募集課程受講料 (10%消費税含む)

課 程	受 講 料			訓 練 料 商 工 組 合
	振興会会員	振興会準会員	振興会会員外	
三級 基礎	24,200	30,250	36,300	3,300
三級 自動車 ガソリンエンジン	36,300	45,375	54,450	
二級 ガソリン自動車	58,080	72,600	87,120	3,300
自動車 車体	58,080	72,600	87,120	3,300

注意 ※ 石川県自動車車体・電装品整備組合員を振興会の準会員として取り扱います。

- ・ 3 級課程は、基礎講習修了後に本課程に進めます。(免除者を除く)
- ・ 受講料は全て、各課程の講習初日の『開講日に現金にて徴収』致します。なお、徴収した受講料は如何なる理由が生じても、払い戻し致しません。また、金額については変更が生じる場合があります。予め、ご了承下さい。
- ・ 講習には新人又は中級訓練料として3,300円(消費税込み)を徴収します。
- ・ 上記の受講料には受講に必要な、テキスト代等は含みません。

4. 提出書類

- 1) 受講申込書 } 当会講習窓口及び振興会ホームページよりダウンロードできます。
- 2) 使用者証明書 } 3 級課程については基礎用と本課程用それぞれ別に提出が必要です。
- 3) 整備士合格証の写し (1 級、2 級講習及び 6 項の実務経験短縮者のみ)
- 4) 学校卒業証明又は卒業証書写し (6 項の実務経験短縮者のみ)
- 5) 労働保険加入を証す書類の写し (雇用保険資格取得確認通知書(事業主通知用)コピー)

5. 注意事項

当講習所の整備士講習は職業訓練として公的に認定されており、受講者は雇用保険加入者を原則とします。加入されていない者や職業訓練規定に該当しない者は、受講をお断りする場合があります。

なお、石川県(厚生労働省)に労働保険(雇用保険)加入状況を含む受講生名簿の提出が義務づけられておりますので、ご承知おきください。

労働(雇用・労災)保険の加入手続きは労働基準監督所またはハローワークです。

- 1) 受付は申込み順とし、各コース共届出定員(40名)になり次第締め切りとします。
- 2) 電話、ファクシミリ、郵送による受付は致しません。
- 3) 受講申請者が15名未満の科目は開講できない場合があります。ご了承下さい。

6. 受講資格 (注意:記載は講習実施予定の無い科目を含みます)

- ・ 原則として 申込み時点において、労働保険加入済みの者。
- ・ 受講する科目に該当する実務経験が、下記の必要 実務経験年数を満足する者。

但し、満15歳以降の正式雇用されていた期間 (講習終了前日迄に満足すれば可)。

科 目	実務経験年数	受 講 資 格(科目名略称)
三級整備士 課程 (基礎除く)	1年以上	・ 中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外
	6ヶ月以上	・ 高等学校、高等専門学校、大学の機械に関する学科を卒業した者
	0ヶ月	・ 自動車タイヤ又は車体の有資格者は、三級基礎及び三級シャシ講習のみ受講可 ・ 自動車電気の有資格者は三級基礎及び三級ガソリン講習、三級ジーゼル講習のみ受講可
二級シャシ 整備士課程	三級又は又ははタ自イ動ヤ車合車格体後	・ 中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外
	2年以上	・ 高等学校の機械に関する学科を卒業した者
	1年6ヶ月以上	・ 高等学校、大学の自動車に関する学科を卒業した者 ・ 一種養成施設(三級整備士課程)を修了した者
二級シャシ を除く他の 二級整備士 課程	1年以上	・ 中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外
	三級合格後3年以上	・ 高等学校の機械に関する学科を卒業した者 ・ 高等学校、大学の自動車に関する学科を卒業した者 ・ 一種養成施設(三級整備士課程)を修了した者
	二級シャシ合格後1年以上	・ 高等学校の機械に関する学科を卒業した者 ・ 高等学校、大学の自動車に関する学科を卒業した者 ・ 一種養成施設(三級整備士課程)を修了した者
一級小型 整備士課程	二級ガソリン、二級ジーゼル整備士の両方合格(両方合格者コース)者であって、前述の二級合格後3年以上の実務経験を有している者	
自動車車体 整備士課程	2年以上	・ 中学校以上の卒業生で実務経験短縮者以外
	2年以内	・ 実務経験短縮者は整備士検定規則に準じます。

7. 受講に際しての国の助成金制度の活用について

問い合わせ・相談は石川労働局職業対策課となっております。受講予定が有り申請を計画される場合は、受講の一定期間以上前から各種手続きが必要ですのでご注意下さい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html  
 石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428 H28.4.1

年間計画表は、別にあります。